

第32回たつの市農業委員会総会（7月定例会）議事録

令和5年7月26日（水）午前10時から第32回たつの市農業委員会総会（7月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員17名 欠席委員 0名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	—	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	梶本 浩伸
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	—		

事務局の出席者 2名

局 長	大野 泰弘	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第32回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定の届出について

- ・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について
 - ・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、11 番山本哲也委員、12 番真殿利晴委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第 2「議案第 205 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 205 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 5 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の願い出地は、神岡町■■■■の登記地目・田で現況は原野、面積は 681 m²です。願い出人は、■■■■、30 年以上前から農地として利用しておらず雑木等が生い茂り、原野化しているものです。この度、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も原野であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は 34 m²です。願い出人は、■■■■、平成 8 年に倉庫を建築し、現在に至っており、この度、宅

地部分を分筆し、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は62㎡です。願い出人は、[]、平成6年頃から農地として利用しておらず現在に至っており、この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、地元自治会長からの証明により、平成6年頃から耕作しておらず、現在に至っていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・田、現況は宅地、面積は113㎡です。願い出人は、[]、昭和年月日不詳に建物を建築し現在に至るものであり、この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成3年撮影の航空写真において、すでに建物敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

5件目の願い出地は、新宮町[]の登記地目・畑で現況は原野、面積は817㎡です。願い出人は、[]、20年以上前から農地として利用しておらず雑木等が生い茂り原野化しているものでございます。この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、地元自治会長からの証明により、20年以上にわたり耕作放棄しており、原野化していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるも

のと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 205 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 206 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 206 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 7 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町 [] の田で面積は 1,171 m²、譲受人は []、譲渡し人は []、譲渡し人は、市外在住であり耕作できないため、譲受人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、誉田町 [] の田で面積は 1,157 m²、譲受人は []、譲渡し人は []、譲渡し人は、耕作する意向はなく、農地の管理に困っていたところ、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に譲

り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、菅田町 [redacted] の田及び畑で面積は合計 914 m²、譲受人は [redacted]、譲渡し人は [redacted]、譲渡し人は、市外在住であり、今後、耕作する意向はなく、この地域で耕作している譲受人へ譲渡したいと申し出たところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、神岡町 [redacted] の田で面積は 150 m²、譲受人は [redacted]、譲渡し人は [redacted]、譲渡し人は、市外に住んでおり農地の管理が難しいため、地域で耕作している譲受人へ農地の譲受を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、新宮町 [redacted] の田及び畑で、面積は合計 4,619 m²、譲受人は [redacted]、譲渡し人は [redacted]、空家に付随する農地として耕作している土地を取得するものでございます。

譲受人は適正に農地を管理しており、今後も農地を効率的に利用

するものと見込まれます。

6 件目の申請地は、揖保川町[]の田及び畑で面積は合計 1,221 m²、譲受人は[]、譲渡し人は[]、譲受人は、この地域で耕作地を増やしたいと考え譲渡し人へ農地を譲ってほしいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、御津町[]の田及び畑で面積は合計 1,701 m²、譲受人は[]、譲渡し人は[]、譲受人は、この地域に移り住むため、譲渡し人から空家に付随する農地として、農地を取得することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業経験はありませんが、長年自宅の庭で多肉・塊根植物かいこんを栽培しており、畑で塊根植物を栽培することとあります。御津西部営農組合に加入されており、必要な農機具も確保予定であるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 206 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 207 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 207 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、御津町[REDACTED]の畑で面積は 1,113 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡し人は、[REDACTED]、譲渡し人は相続により農地を取得したが、農業については未経験であり、今後農業をする意向はなく、現耕作者である譲受人（親族）へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 207 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 208 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 208 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 2 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町■■■■の田で、面積は、470 m²、農地区分は第 1 種農地ですが、住宅を建設するため集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が■■■■、
■■■■、譲渡人は、■■■■、
■■■■、転用目的は、実家近くの農地を取得し住宅を建築するものです。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成期間は、許可後 180 日間、住宅の建設期間は、造成後 180 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できているとを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町■■■■の田で、面積は 466 m²、農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、転用目的は、自社の駐車場が手狭であるため隣接地を取得し、露天駐車場として利用するものでございます。

土地の造成期間は、許可日から 90 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 208 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 209 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 209 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5 条所有権移転・贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、転用目的は、実家近くの父親所有地を譲受け、住宅を新築するものでございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できていることを確認しました。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、「議案第 209 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

10

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 7 月 26 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(11 番山本哲也委員)

議事録署名委員
(12 番真殿利晴委員)